平成２９年（フ）第８７３４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町67番２－Ｂ208号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市川崎区小川町２番地１
破産者　株式会社ＳＨＯＥＩ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７３５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町67－２－Ｂ208
破産者　松永　洋光
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７５９号
東京都足立区鹿浜３丁目２番21号
破産者　株式会社福田
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７７１号
東京都江戸川区平井２丁目９番２号
破産者　有限会社ケウチドレス
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７７２号
東京都江戸川区春江町３丁目25―20　進栄Ｉ番館203
破産者　毛内　隆宏
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８３９号
東京都墨田区立花１丁目３番６―408号
破産者　有限会社山内スポーツ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８４０号
東京都墨田区立花１丁目17―13―501　ドゥメゾン88
破産者　山内　昭彦
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８４８号
東京都墨田区亀沢４丁目17―７
破産者　塩見　真恵（旧姓東條）
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７０号
東京都練馬区平和台３丁目18番20号　島野第１マンション302号
破産者　合同会社泰章
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７１号
東京都練馬区平和台３丁目18―20　島野第１マンション302号
破産者　飯山　泰章
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８９２号
東京都港区白金１丁目２番３号４Ｆ
破産者　プラセガオ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８９３号
埼玉県戸田市喜沢１丁目38―12―403
破産者　國場　雄大
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４０８号
東京都荒川区東日暮里１丁目17―21―1103
破産者　李　　青淑
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５３号
東京都新宿区戸山２丁目34―706
破産者　河野　三作
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５４号
東京都新宿区戸山２丁目34―706
破産者　河野三津代
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２４号
東京都国立市泉３丁目17―７
破産者　中路　秀夫
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５６５号
東京都品川区二葉３丁目７―10
破産者　高森　雄大
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５６８号
東京都港区西麻布１丁目４―40―51
破産者　安藤　尊徳
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５７５号
東京都練馬区貫井３丁目31―11
破産者　小山　優博
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９０号
東京都江戸川区西瑞江３丁目25―６　ベルドーラ一之江Ｂ108
破産者　池田　大介
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９６号
東京都世田谷区弦巻４丁目33―２―307
破産者　勝山　陽平
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部